

第 13 火災通報装置

1 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 特定火災通報装置とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能を有する火災通報装置のうち、政令別表第 1 (6) 項イ (1) から (3) まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m²未満のものに設けるものをいう。
- (3) 手動起動装置とは、火災通報専用である押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- (4) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (5) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (6) 試験装置とは、火災通報装置の試験を、局線を捕捉しない状態で行うための、消防機関の 119 番受信装置に代わる試験を行うための装置をいう。
- (7) アナログ加入回線とは、アナログ方式の電話回線で、常時使用できる端末機器が一であるものをいう。
- (8) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1 回線に 2 以上の信号チャンネルを有し、同時に 2 以上の端末機器を使用することのできる I S D N 回線等をいう。
- (9) I P 電話回線とは、インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。
- (10) ターミナルアダプター（以下この項において「T A」という。）とは、デジタル加入回線に対応する機能を持たない端末機器をデジタル加入回線に接続して使用するための信号変換装置で、D S U と組み合わせて使用するものをいい、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。
- (11) 火災通報優先接続型 T A とは、T A のうち、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し、送出する機能を持ったものをいう。
- (12) D S U（デジタルサービスユニット）とは、デジタル加入回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル加入回線の終端に接続するものをいう。
- (13) 回線終端装置等とは、回線終端装置その他の I P 電話回線を使用するために必要な装置をいう。
- (14) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (15) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号を発する機器をいう。
- (16) 直接通報とは、自動火災報知設備の火災信号により消防機関に通報する火災通報装置が作動し、直接消防機関に通報することができるものをいう。

2 一般事項

- (1) 政令第 23 条第 3 項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」には、携帯電話及び 119 番通報が行えない固定電話は該当しないものであること。

- (2) 省令第25条第1項第1号に規定する「消防機関が存する建築物内」とは、1階が消防署等の消防機関であり、その上階が政令別表第1(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物である場合など、消防機関と政令別表第1(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物が同一の建築物内にあるものをいうものであること。
- (3) 省令第25条第1項第2号に規定する歩行距離は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関（消防本部、消防署、出張所に限る。）の受付までの距離とすること。

3 設置場所等

- (1) 政令第23条第1項第1号に掲げる防火対象物は、政令第23条第1項ただし書に該当する場合であっても、火災通報装置を設置すること。★
- (2) 火災通報装置は、防災センター等に設置すること。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、本体との間で通話ができるインターホン等の同時通話装置を備えておくこと。★
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、その旨を表示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら防止のための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。
- (7) 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区分させること。
- (8) TA及び回線終端装置等は、当該火災通報装置と同室に設けること。★
- (9) TA及び回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に附すること。
- (10) 火災通報装置、TA及び回線終端装置等は、湿気、ほこり等のない場所に設置すること。
- (11) TA及び回線終端装置等には、地震等による転倒防止措置を講じること。

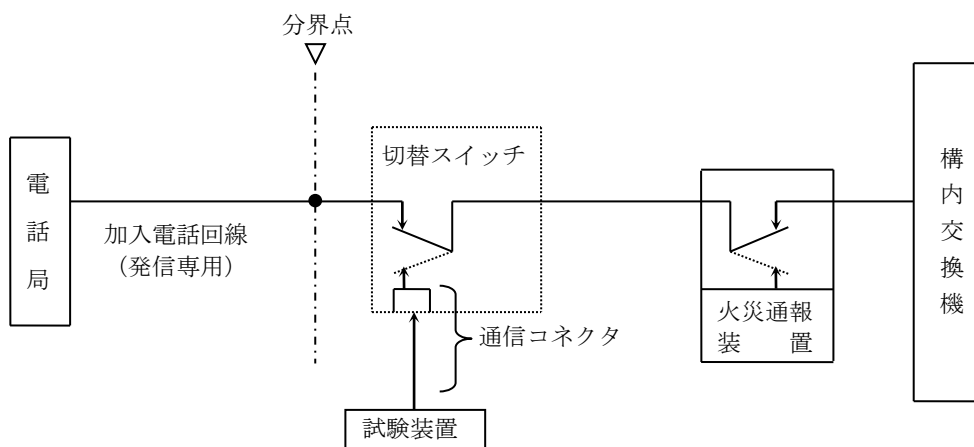
4 電話回線との接続

電話回線との接続は、火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線に接続するほか、次によること。

なお、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ加入回線、デジタル加入回線のほか、「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線が該当するものであること。

- (1) 火災通報装置は、電話回線の信号種別（アナログ式・デジタル式）により接続可能な機器を選択すること。
- (2) 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式とすること。
- (3) 火災通報装置は、電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分に接続すること。
- (4) アナログ加入回線との接続の場合
 - ア 火災通報装置をアナログ加入回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない発信専用回線を使用し、第13-1図の例により接続すること。

イ ーのアナログ加入回線に 2 台以上の火災通報装置を接続しないこと。



※ 火災通報装置は、構内交換機の内線には接続しないこと。

注 1 □の部分にあっては火災通報装置に内蔵されているものもある。

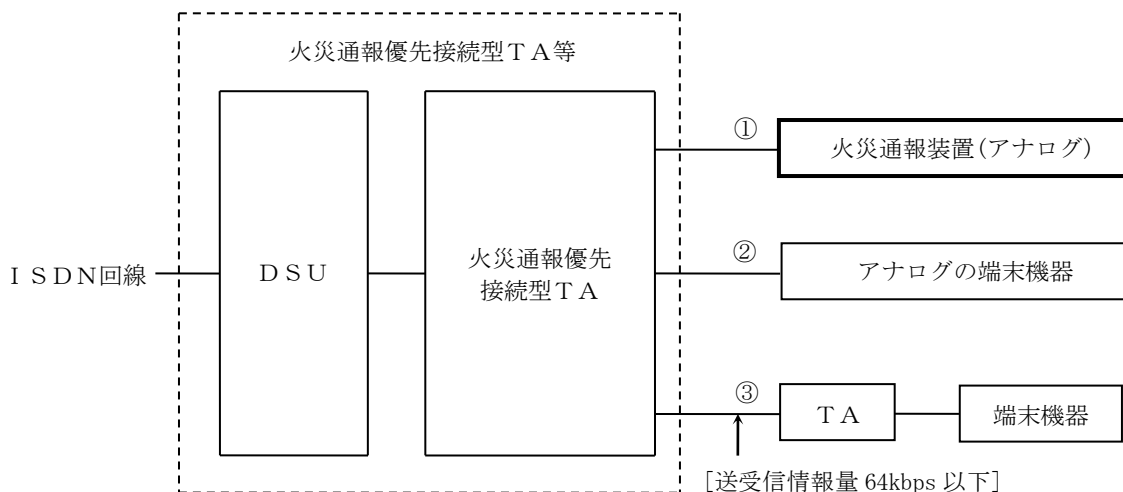
注 2 通信コネクタ内 ↑ はプラグユニットを、┌┐ はジャックユニットを示す。

第 13-1 図

(5) デジタル加入回線との接続の場合

火災通報装置は、次により T A を介してデジタル加入回線へ接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。

ア 火災通報優先接続型 T A を用いる場合 (第 13-2 図参照)

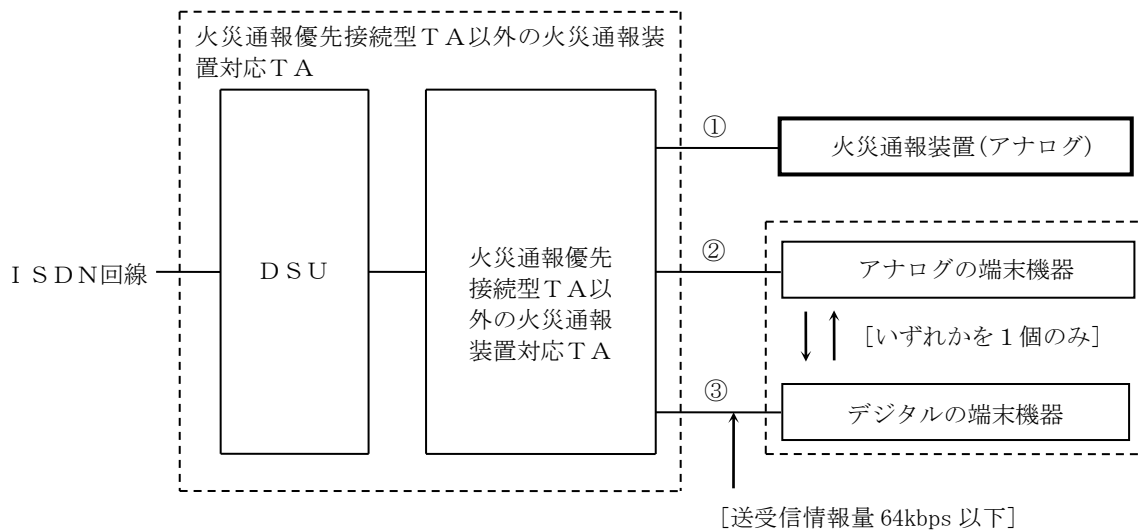


※ 1 火災通報装置は、① (優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子) に接続すること。

※ 2 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合には、② (アナログの端末機器用端子) 及び ③ (デジタルの端末機器用端子) にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③ (デジタルの端末機器用端子) に接続するデジタルの端末機器又は T A の送受信情報量を 128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに 90 秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又は T A を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。

第 13-2 図

イ 火災通報優先接続型T A以外のT Aを用いる場合（第13-3図参照）

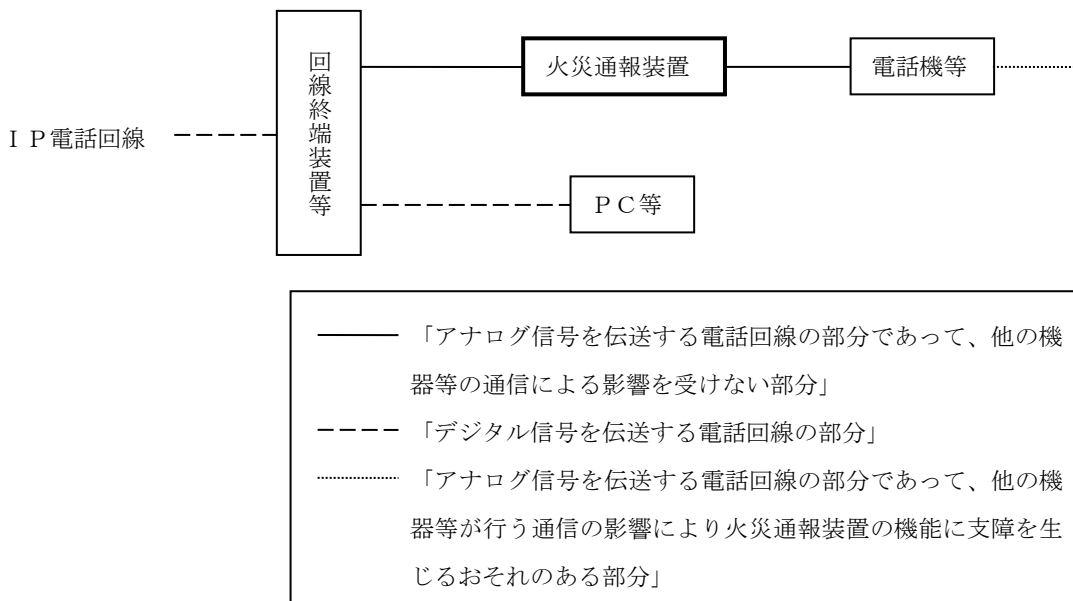


- ※1 火災通報装置は、①（アナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64k b p s以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のT Aを接続しないこと。

第13-3図

(6) IP電話回線との接続の場合

ア 火災通報装置は、屋内のIP電話回線のうち回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。（第13-4図参照）



第13-4図

イ 回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に他の通信機器を接続する場合（無線を用いること等により端子は設けられていないが複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）当該通信機器による通信は、「火災通報装置の機能に支障を生じるおそれのあるもの」には該当しないものであること。

5 蓄積音声情報（通報メッセージ）

(1) 手動起動により起動された場合の蓄積音声情報の通報内容は、次によること。

なお、特定火災通報装置の場合にあつては、次のアからオまでの通報内容を2回繰り返し送出されるものとし、その後ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージが送出されるものであること。

ア 通報信号

イ 火災である旨の固定されたメッセージ

ウ 通報対象物所在地

エ 通報対象物名

オ 電話番号（火災の際、通話が可能な代表番号等）

カ 呼び返し信号を案内するメッセージ

【メッセージの例】

「 <u>ピ、ピ、ピ、</u>	<u>ピ、ピ、ピ、</u>	<u>火事です 火事です</u>	<u>こちらは袋井市国本 2907</u>
ア		イ	ウ
<u>袋井消防ホテルです</u>	<u>電話番号は、0 5 3 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇です</u>	<u>逆信してください</u>	
エ		オ	カ

(2) 自動火災報知設備との連動により起動された場合の通報内容は、次によること。

ア 通報信号

イ 自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ

ウ 通報対象物所在地

エ 通報対象物名

オ 電話番号（火災の際、通話が可能な代表番号等）

カ 呼び返し信号を案内するメッセージ

【メッセージの例】

「 <u>ピン、ポーン、</u>	<u>ピン、ポーン</u>	<u>自動火災報知設備が作動しました</u>
ア		イ
<u>こちらは袋井市国本 2907</u>	<u>袋井消防ホテルです</u>	
ウ		エ
<u>電話番号は、0 5 3 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇です</u>	<u>逆信してください</u>	
オ		カ

6 機器等の機能

- (1) 火災通報装置
 - ア 火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものであること。
 - イ 認定品を使用すること。★
 - ウ 特定火災通報装置で、蓄積音声情報（前5の通報内容）が発信されないものは、設置しないこと。
- (2) T A
 - ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。
 - イ 火災通報優先接続型T Aの機能は、次によること。
 - (ア) 火災通報優先接続型T Aに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。
 - (イ) 火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がされること。

7 電源等

- (1) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
 - ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準じること。★
 - イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- (2) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに施設すること。ただし、特定火災通報装置若しくは回線終端装置等の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。（別図第13-1参照）
- (3) 電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置の接続部を除く。）には、火災通報装置用である旨の表示を付すこと。

なお、当該表示は、赤地に白文字とし、開閉器の直近の見やすい位置とすること。★
- (4) 回線終端装置等の非常電源は、無停電電源装置（UPS）を使用すること。★

なお、共同住宅等においては、配線方式等により火災通報装置が設置された住戸等の回線終端装置等以外に、共用部分に設置された回線終端装置等についても非常電源の設置が必要となる場合があること。（別図第13-2参照）
- (5) T Aには、予備電源を備えることとし、次によること。
 - ア 予備電源は、火災通報装置の基準に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。
 - イ 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とT Aそれぞれに必要な容量を確保すること。
 - ウ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。
 - エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

8 直接通報の場合の留意事項等

- (1) 政令別表第 1 (6) 項イ (1) 及び (2) 並びにロに掲げる防火対象物に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件 (中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等) と連動して起動すること。
- (2) 複合用途防火対象物のうち、政令別表第 1 (6) 項イ (1) 及び (2) 並びにロに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (以下この項において「(6) 項ロ等の部分」という。) が存する場合は、当該部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、(6) 項ロ等の部分とこれ以外の用途に供される部分が明確に区分されているもので、(6) 項ロ等の部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものにあつては、政令第 32 条を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。
- (3) 自動火災報知設備と連動した火災情報を通報中において、手動起動装置が操作された場合にあつては、直ちに、又は自動火災報知設備を連動して行われる一区切りの火災情報の通報が終了した後に、手動起動装置の操作による火災情報を通報できるものであること。
- (4) 自動火災報知設備を連動させる場合にあつては、連動停止スイッチを介して、次により接続させること。
 - ア 自動火災報知設備の受信機の連動停止スイッチを使用する場合は、次によること。
 - (ア) 連動停止スイッチは、専用のものですること。ただし、消防用設備等の点検等の際に、適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しており、かつ、連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨が表示されているものについては、この限りでない。
 - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。
 - イ 連動停止スイッチを新たに設ける場合は、次によること。
 - (ア) 前アを準用すること。
 - (イ) 連動停止スイッチを受信機直近の別箱で設置する場合の電源は、自動火災報知設備の受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成 20 年総務省令第 156 号) 第 2 条第 2 号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあつては、この限りでない。
 - (ウ) 連動停止スイッチを設ける場合の配線は、第 13-1 図の例によること。
- (5) 省令第 25 条第 3 項第 4 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であつて、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、次のアからウまでの全てに適合するものにあつては、政令第 32 条を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものであること。

 - ア 防災センター等であること。
 - イ 常時人による監視体制及び確実な通報体制が確保されていること。
 - ウ 消防計画等に前イの監視体制等について必要な事項が定められていること。

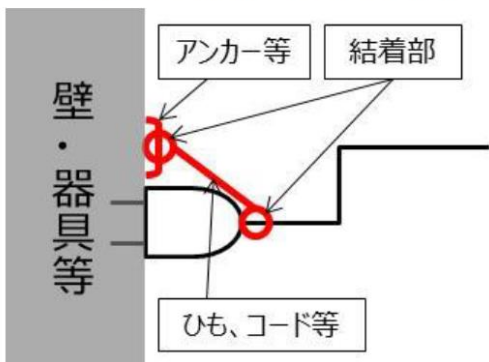
9 火災通報装置を設置しないことができる防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物は、政令第32条を適用し火災通報装置を設置しないことができる。

- (1) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び消防機関へ常時通報することのできる電話が常時人のいる場所に設置され、その電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名称及び電話番号の情報その他これらに関する内容。次の(2)において同じ。）が明示されている防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 政令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
 - イ 政令別表第1(6)項イ(3)のうち、病床数が19以下であるもの
 - ウ 政令別表第1(6)項イ(4)であるもの
 - エ 政令別表第1(6)項ハのうち、通所施設であるもの
- (2) 前(1)以外の防火対象物（政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロの防火対象物を除く。）で、次の全ての要件に該当するもの
 - ア 防災センター等に自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び常時消防機関へ通報することのできる電話が設置されていること。
 - イ 前アの電話の付近に電話の操作方法及び通報内容が明示されていること。
 - ウ 当該防災センター等には、24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。
 - エ 定期的に通報訓練が行われていること。

別図第13-1

配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例



電源（分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合に限る。）の配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着する。

図1 基本的な概念図

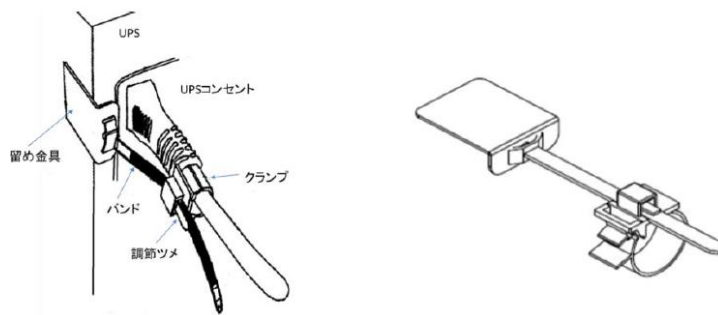


図2 市販の器具を活用した措置の例

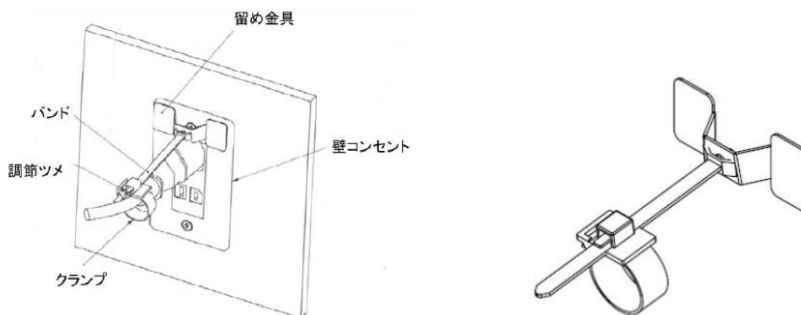


図3 市販の器具を活用した措置の例



図4 特定火災通報装置に附属するコンセント抜け防止金具の例

別図第 13-2

火災通報装置を IP 電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例

1 光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。

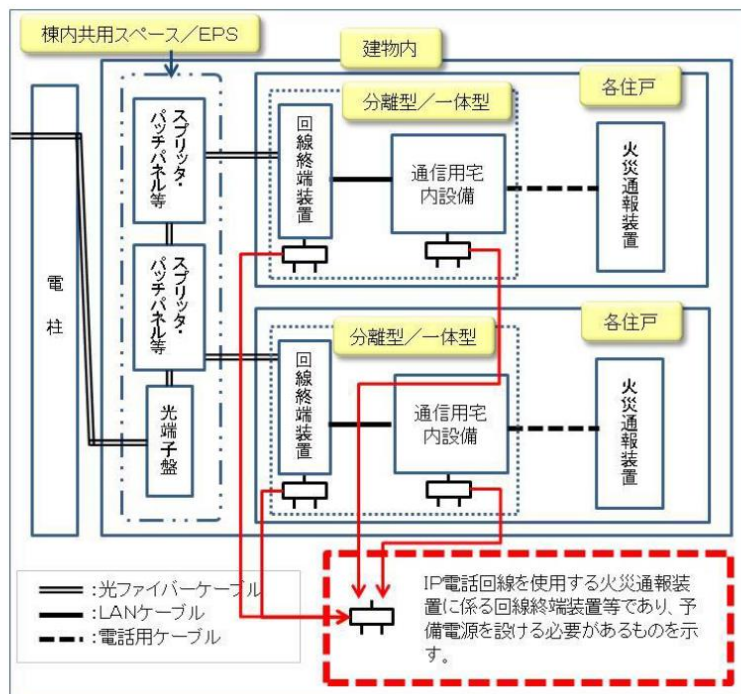


図 1 光配線方式

2 VDSL 方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集成型回線終端装置を経由し、VDSL 集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の VDSL 宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集成型回線終端装置及び VDSL 集合装置にも予備電源を設ける必要がある。

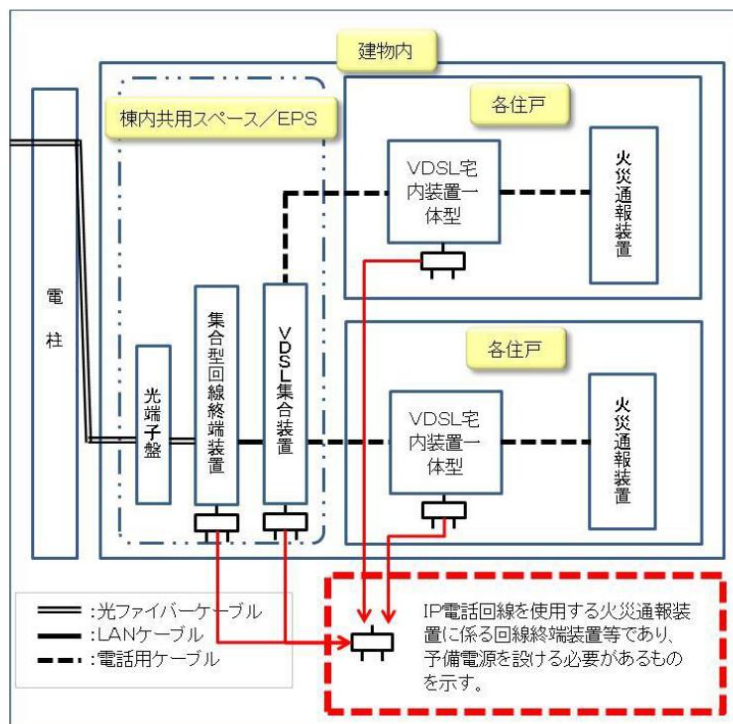


図 2 VDSL 方式

3 LAN 配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、そこからLANケーブルで各住戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置にも予備電源を設ける必要がある。

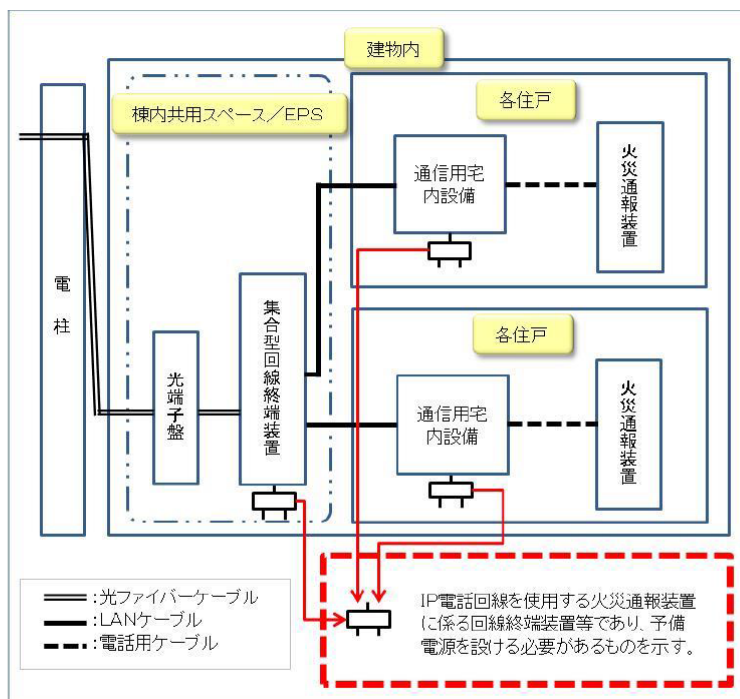


図3 LAN 接続方式

【参考】戸建て等の場合

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。

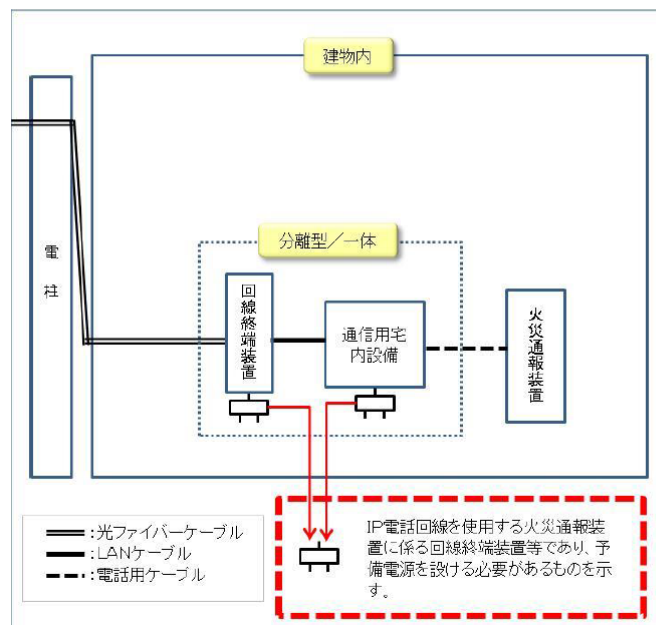


図4 戸建て等の場合